

新型コロナウイルス感染症予防のためのマスク着用について

政府見解（令和4年5月20日付各都道府県衛生主管部（局）など宛て厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡文書）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防のためのマスク着用に関する本学の基本的考え方を下記のとおりとしましたので、お知らせします。

令和4年5月23日
学生生活担当部長

記

○屋外でのマスク着用について、2 m以上を目安として他者との距離を確保できている場合、あるいは徒歩での通学など屋外で人とすれ違うことはあっても会話をほとんど行わない場合にはマスクを外してもよい。

○通学路での登校や学舎間の移動などにおける複数人での歩行時、通学路での会話時及び本学の建物内（ただし、教職員による特別な指示がある場合を除く）ではマスクを着用する。

○マスク着用時は、熱中症のリスクに注意し、各自水分補給など必要な対応をとる。

○その他、マスク着用に関することについては、学生課まで問い合わせる。

以 上